

6 月上旬号  
2014 年

# 国際情報广场信息报

◇発行：東大阪市国際情報广场（毎月発行 2 次）〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1 市役所 12 階 文化国際課内  
◇電話 06-4309-3311 FAX06-4309-3823 ◇http://www.city.higashiosaka.lg.jp/bunkoku/index500.html

※ 本信息报内容摘要将通过邮件发送。希望登录者请进入国际情报广场网页。

<p><b>6 月中旬开始受理国民健康保险费减免申请</b></p>	<p>こくみんけんこうほけんりょう げんめんうけつけ がつちゅうじゅん 国民健康保険料の減免受付は 6 月 中 旬 から</p>
<p>2014 年度の国民健康保険料決定通知書将在 6 月中旬寄出。 2013 年 1 月 1 日以后因失业、倒産、停业等失业的人，可以提出减免申请。具体条件和详细情况请向保险料课询问。</p>	<p>へいせい ねんど こくみんけんこうほけんりょうけつていつうちしよ がつちゅうじゅん そうふ 平成 26 年度の国民健康保険料決定通知書を 6 月 中 旬 に送付します。 へいせい ねん がつ にちいこう しゅ しよとくしや とうさん なお、平成 25 年 1 月 1 日以降に、主たる所得者がリストラや倒産、 はいぎょう げんざいしつぎょうちゅう かた じょうけん がいとう かた しんせい 廃業により現在失業中の方で条件に該当する方は、申請 げんめん う ばあい じょうけん くわ により減免が受けられる場合があります。条件など詳しくはお とあ 問い合わせください。</p>
<p>询问处：医疗保险室 保険料課 TEL 06-4309-3168 / FAX 06-4309-3807</p>	<p>とあわせきき いりょうほけんしつ ほけんりょうか 問 合 先：医療保険室 保険料課</p>
<p><b>麻疹・风疹混合疫苗</b></p>	<p>ま ふう こんごう 麻しん・風しん混合ワクチン</p>
<p>今年 1 月份开始国内增加了很多得麻疹的患者。请符合定期预防接种的对象者尽快前往接种。 麻疹・风疹混合疫苗必须接种 2 次。 即使是感染过其中任何一种时也可以接种混合疫苗。 请在市内受理接种的医疗机构接种疫苗。 接受定期接种的对象者可免费接种，过了接种期限的人需要自费。 【接种对象和期限】 △第 1 期：1 岁幼儿（1 岁生日～2 岁生日的前一天之前） △第 2 期：2008 年 4 月 2 日～2009 年 4 月 1 日出生的幼儿园及保育所的大班儿童（明年 3 月 31 日之前） 请注意需要预约。所需携带物件请咨询健康推进课。</p>	<p>ことし がつ こくない ま かんじゃすう ぞうか 今年 1 月から、国内で麻しん（はしか）の患者数が増加していま ていきぼうせつしゅ たいしやう かた はや せつしゅ す。定期予防接種の対 象 の方 は早めに接種しましょう。 ま ふう こんごう かい せつしゅ ひつやう 麻しん・風しん混合ワクチンは 2 回の接種が必要です。 ま ふう こんごう ひと こんごう また、麻しん、風しんのいずれかにすでにかかった人でも混合ワクチン せつしゅ か のう しなとりあつかいりようきかん せつしゅ の接種が可能です。市内 取 扱 医療機関で接種してください。 ていきせつしゅたいしやう かた むりやう せつしゅ せつしゅきかん す 定期接種対象の方は無料で接種できますが、接種期間を過ぎると ゆうりやう 有料になります。 せつしゅ たいしやう きかん 【接種の対象と期間】 だい き さいじ さい たんじやう び さい たんじやう び ぜんじつ △第 1 期：1 歳児（1 歳の誕生日～2 歳の誕生日の前日まで） だい き へいせい ねん がつ にち へいせい ねん がつ にちやう ようちえん △第 2 期：平成 20 年 4 月 2 日～平成 21 年 4 月 1 日生まれの幼稚園や ほいくしよ ねんちやう び らいねん がつ にち 保育所の年長児（来年 3 月 31 日まで） よやく ひつやう も もの けんこう か とあわ 予約が必要です。持ち物など詳しくは健康づくり課までお問合せください。</p>
<p>询问处：各保健中心 健康推进課 TEL 072-960-3802/FAX 072-960-3809</p>	<p>とあわせきき かくほけん けんこう か 問 合 先：各保健センター 健康づくり課</p>
<p><b>儿童津贴・特例支付现状调查表请在 6 月 30 日(周一)之前递交</b></p>	
<p>じどうてあて とくれいきゆうふ げんきやうとどけ がつ にち げつ ていしゆつ 児童手当・特例給付の現況届は 6 月 30 日(月)までに提出</p>	
<p>「儿童津贴・特例支付现状调查表」将在 6 月上旬寄出，请在 6 月 30 日（周一）之前寄回或是递交到国民年金课、行政服务中心。没有递交调查表者 6 月份以后会被停止支付，请务必注意。</p>	<p>じどうてあて とくれいきゆうふ う かた じどうてあて とくれいきゆうふげんきやうとどけ 児童手当・特例給付を受けている方に「児童手当・特例給付現況届」 がつけようじゅん そうふ がつ にち げつ ゆうせう こくみん を 6 月上旬に送付します。6 月 30 日(月)までに郵送するか、国民 ねんきんか ぎやうせい ていしゆつ 年金課または、行政サービスセンターに提出してください。提出さ ばあい がつぶんいこう しきゆう ていし ちゆうい れない場合、6 月分以降の支給がいったん停止されますのでご注意ください。</p>
<p>询问处：国民年金課 TEL 06-4309-3165 / FAX 06-4309-3805</p>	<p>とあわせきき こくみんねんきんか 問 合 先：国民年金課</p>
<p><b>将寄出住民税缴纳通知书</b></p>	
<p>じゆうみんぜい のうぜいつうちしよ そうふ 住 民 税 の納税通知書を送付します</p>	
<p>6 月上旬将发出 2014 年度的住民税缴纳通知书。</p>	<p>へいせい ねんどじゆうみんぜい のうぜいつうちしよ がつじやうじゅん はつそう 平成 26 年度住民税の納税通知書を 6 月 上 旬 に発送します。</p>
<p>询问处：市民税課 TEL 06-4309-3135 / FAX 06-4309-3809</p>	<p>とあわせきき しみんぜいか 問 合 先：市民税課</p>



## VI-2 保育

### 1. 日本の保育

日本の保育有：①获自治体認可の保育所（以行政认定缺乏保育条件的婴幼儿为对象）、②不被认可的自主运营的保育设施、及③民间业者运营的保育服务。

認可保育所有公立的和私立的，但只要在同一自治体内保育费的基准是相同的。一般没有早晨很早和夜间很晚、寄宿或星期日、节假日的保育。

保育所的申请原则上在自己居住的各个市町村办理，并且原则上只能进入该区域内的保育所。有关申请方法和时期、保育费等，请向市町村负责保育的部门咨询。

### 2. 民间服务

民间业者所运营的保育服务，有各种各样的形式。有孩子的家长们自发组织运营的保育服务和民间企业经营的保育服务等等。也有夜间、休息日的保育、派遣保育员到家庭进行保育的服务。申请可直接向各业者提出。当然，也可向自己居住的市町村以外的业者申请。但费用各设施会有差异。有关这些服务，请向各个业者直接询问。

### 3. 家庭支援中心

有的市区町村实施家庭支援中心事业。会员间相互帮助，从事在幼儿园或保育所开始前或结束后照看孩子、接送孩子去保育机构、家长有急事时、短时间内照看孩子等事业。利用需付费。详情请向市役所咨询。

### 4. 儿童补助制度

儿童补助是支付给养育儿童（小学毕业前）的监护人的，支付期限到小孩满15岁后最初的3月31日为止。

<摘自公益財団法人大阪府国際交流財団(OFIX)网页「大阪生活指南」>

<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

## VI-2 保育

### 1. 日本の保育

日本では、①自治体に認可された保育所（保育に欠けると行政が認定した乳幼児を対象）、②認可されていないが自主的に運営されている保育施設、と③民間業者が運営している保育サービスがあります。

認可された保育所には公立と私立がありますが、同じ自治体にあるかぎり保育料の基準は同じです。早朝や夜間遅くまたは泊りや日曜・祝日の保育は一般にありません。

申し込みは、原則として自分の住んでいる各市町村に対して行い、原則その区域内にある保育所に入所できます。

申込方法や時期、保育料等については、市町村の保育担当課に問い合わせして下さい。

### 2. 民間のサービス

民間事業者が運営しているものには様々なものがあり、子どもを持つ保護者の有志が運営しているものや民間企業が経営しているものなどがあります。夜間、休日の保育や自宅へのベビーシッターの派遣をしてくれるところもあります。申し込みはそれぞれの事業者に対し行うこととなります。自分の住んでいる市町村以外の事業者にももちろん申し込みます。ただし料金は事業者や施設ごとに異なります。これらのサービスについては各事業者に問い合わせして下さい。

### 3. ファミリーサポートセンター

市区町村により、ファミリーサポートセンター事業を行っているところがあります。会員同士がお互い助け合っ、幼稚園や保育所の開始前や終了後に子どもを預かったり、保育施設に子どもを送り迎えしたり、保護者が急用の時に、少しの間子どもを預かる事業です。利用料金が必要です。くわしくは、市役所にお問い合わせください。

### 4. 児童手当制度

児童手当は、15歳を迎えた後の最初の3月31日までの間にある（小学校修了前の）児童を養育している方に支給されます。

<公益財団法人大阪府国際交流財団(OFIX)「大阪生活必携」より>

<http://www.ofix.or.jp/plaza/index3.html>

<p>东大阪市国際情報广场</p>	<p>提供行政信息、咨询指南等。严守秘密。免费咨询。 日本語、英語、韓国・朝鮮語、中文</p>	<p>Tel 06-4309-3311 Fax 06-4309-3823</p>
<p>大阪府外国人情報处</p>	<p>英語、韓国・朝鮮語、中文、西班牙语、葡萄牙语、菲律宾语、越南语、泰国语</p>	<p>Tel 06-6941-2297</p>

